

追加資料3

教育振興部 こども課

令和2年3月定例会 市民文教委員会

生駒市立幼稚園の預かり保育利用料金の変更について

- 資料1
1. 預かり保育利用料金設定の根拠
 2. 幼稚園預かり保育利用者見込み
 3. 幼稚園預かり保育に係る人件費内訳
 4. 各幼稚園及びこども園における平成30年10月1日から平成31年2月28日までの預かり保育利用人数と令和元年10月1日から令和2年2月29日までの預かり保育の月別利用人数
- 資料2 他市状況
- 資料3 市立幼稚園預かり保育利用実態調査
- 資料4 こども園預かり保育利用実態調査

1. 預かり保育利用料金設定の根拠

(定義)

- 1号認定児とは、幼稚園に通園する園児
- 新2号認定児とは、幼稚園に通園する園児の中で、保育の必要性(※1)があり、預かり保育料が無償となる園児

・1号認定：1時間300円(保育の必要性がない場合)

応益負担の観点から、同じく無償化の対象外となった、市立保育所の延長保育の利用料と同額とした

・新2号認定児：1時間150円(保育の必要性がある場合)

無償となる保育料の上限額：1日 450 円で、1ヶ月11,300円

※1 保育の必要性については、保育所の入所基準に準じて認定

保育所に入所できる基準

居宅外労働	週に3日以上かつ1月において64時間以上労働することを常態とする場合
居宅内労働	日常の家事以外に自宅で週に3日以上かつ1月において64時間以上仕事をしている場合
出産	出産月とその前後2ヶ月の間
傷病・障がい等	疾病、障がい等を有している場合(医師が保育が困難と診断した場合)
看護・介護	親族に疾病、負傷、障がいのある人がいるため、週3日以上かつ1月において64時間以上看護・介護に当たっている場合
災害	震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっている場合
その他	次にあげるいずれかに該当する場合 ①求職のため昼間外出することを常態としている(起業準備を含む)。 ②技能取得のため昼間に職業訓練校等に通学している (週に3日以上かつ1月において64時間以上)。 ③修学のため昼間学校等に通学している (週に3日以上かつ1月において64時間以上)。 ④児童虐待のおそれがある場合及び保護者が配偶者からの暴力により保育を行うことが困難な場合

2. 令和2年度幼稚園預かり保育利用者見込み数（予算策定時の見込み数）

新2号認定児数利用日数：160人（※2）×12回/月（※3）×12ヶ月

1号認定児利用日数（※4）：1時間利用 150人/月×12ヶ月

2時間利用 50人/月×12ヶ月

2時間30分利用 50人/月×12ヶ月

※2 160人：R2年度 新2号認定見込み人数

（参考）R1年10月 131人

R2年2月 162人

※3 新2号認定の要件である「週に3日以上就労」から、新2号児は、1ヶ月に12日間、預かり保育を利用すると見込む

※4 現在の1号認定児が、新2号認定児へと移行することを想定し、1号認定児の利用は、各園2人/日と減少することと見込む

3. 令和2年度 幼稚園預かり保育に係る経費と内訳（予算額）

合計 16,385 千円

（歳出内訳）

- ・ 預かり保育担当講師報酬 12,943 千円
（内容）各園1名と認定こども園生駒幼稚園の早朝及び長期休業中の担当講師
- ・ 預かり保育担当講師手当て 3,026 千円
（内容）地域手当、期末手当
- ・ 地域サポーター謝礼 96 千円
- ・ 預かり保育用消耗品 320 千円

（歳入内訳）

幼稚園預かり保育料 合計 4,752 千円

新2号認定児

- ・ 水曜日（@1,050円 - @450円）×4回/月×12ヶ月×55人
= 1,584 千円
- ・ 長期休業（@1,500円 - @450円）×3日/週×10週×55人
= 1,732.5 千円

1号認定児

- ・ 長期休業
午前@1,050円×30人 = 31.5 千円
午後@1,500円×20人 = 30 千円
1日 @3,000円×8人 = 24 千円
- ・ 長期休業以外
1時間@300円×150人×12ヶ月 = 540 千円
2時間@600円×50人×12ヶ月 = 360 千円
2時間30分@750円×50人×12ヶ月 = 450 千円

（寄託金） * 寄託金のため予算書には記載されていません

公立幼稚園預かり保育等利用料金負担金 合計 10,368 千円

@450×12回/月×12ヶ月分×160人 = 10,368 千円

4. 各幼稚園及びこども園における平成30年10月1日から平成31年2月28日までの預かり保育利用人数と令和元年10月1日から令和2年2月29日までの預かり保育の月別利用人数

①平成30年10月1日から平成31年2月28日まで延べ利用人数

(人)

	園名	園児数	10月	11月	12月	1月	2月	合計
幼稚園	あすか野幼稚園	162	239	263	142	127	266	1,037
	生駒台幼稚園	175	309	359	182	194	344	1,388
	俵口幼稚園	90	182	239	112	106	202	841
	桜ヶ丘幼稚園	117	289	320	150	175	269	1,023
	なばた幼稚園	69	133	180	104	100	153	670
	壱分幼稚園	133	234	251	139	106	210	940
こども園	生駒	113	228	251	153	178	221	1,031
	南	111	216	194	189	122	192	913
合計		970	1,830	2,057	1,171	1,108	1,857	8,023

①令和1年10月1日から令和2年2月29日まで延べ利用人数

・1号認定児及び新2号認定児 (人)

	園名	園児数	10月	11月	12月	1月	2月	合計
幼稚園	あすか野幼稚園	128	97	118	54	85	123	477
	生駒台幼稚園	165	270	268	198	204	311	1,251
	俵口幼稚園	93	178	210	131	143	219	881
	桜ヶ丘幼稚園	100	203	214	101	155	200	873
	なばた幼稚園	69	88	112	48	46	81	375
	壱分幼稚園	108	138	136	90	109	152	625
こども園	生駒	118	450	297	316	318	312	1,693
	南	113	195	165	154	157	204	875
合計		894	1,619	1,520	1,092	1,217	1,602	7,050

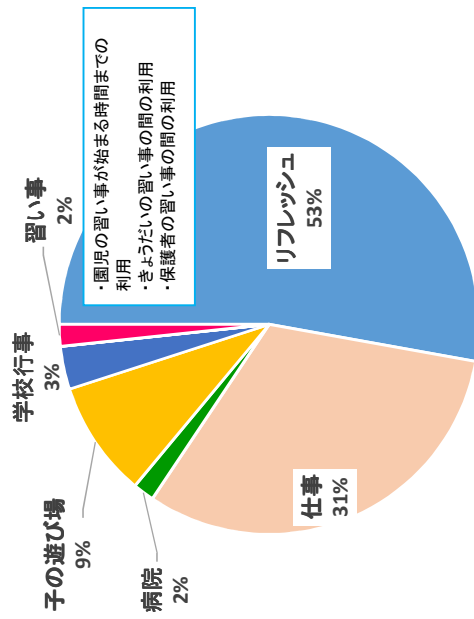
他市状況

	市町村名	預かり保育			
		時間	実施曜日	金額	備考
1	奈良市	14:00～17:00	月～金	300円 おやつ代含む	実施しない園あり
2	天理市①	8:00～8:30 14:00～18:00	月～金	300円	
	天理市②	14:00～16:00	火・木・金	300円	
3	香芝市	14:00～16:30	月・火・木	300円 おやつなし	
4	大和高田市	14:00～16:00	月・火・木・ 金 (月5回まで)	200円	
5	大和郡山市	R2年度から 16:30まで実施	月・火・木・ 金	400円	
6	御所市	実施なし			
7	桜井市	14:00～16:00	月～金	200円 +30円おやつ代	
8	橿原市	14:00～16:00	月・火・木・金	200円 おやつは持参	
9	葛城市	実施なし			
10	宇陀市	14:00～16:00	月～金	250円 +50円おやつ代	預かり保育1日 20人までとする。
11	吉野町	14:00～18:00	月8回 (週2回)	14:00～16:30 300円 14:00～18:00 500円 おやつ代含む	
12	池田市	14:00～18:00	月～金	14:00～16:30 500円+50円おやつ代 14:00～18:00 1,000円+50円おやつ代	
13	富田林市	14:00～16:00	月～金	14:00～15:00 200円 15:00～16:00 400円 14:00～16:00 600円	

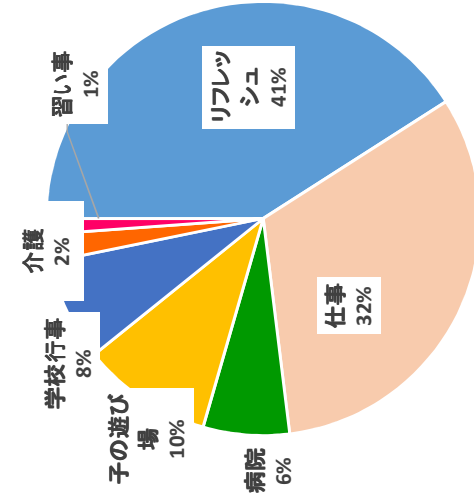
市立幼稚園預かり保育 1号認定児利用実態調査(R元年10月からR2年2月末)

6園(あすか野、なばた、壱分、俵口、生駒台、桜ヶ丘幼稚園)預かり保育時間帯ごとの利用割合内訳(職員の聞き取りにより実施)

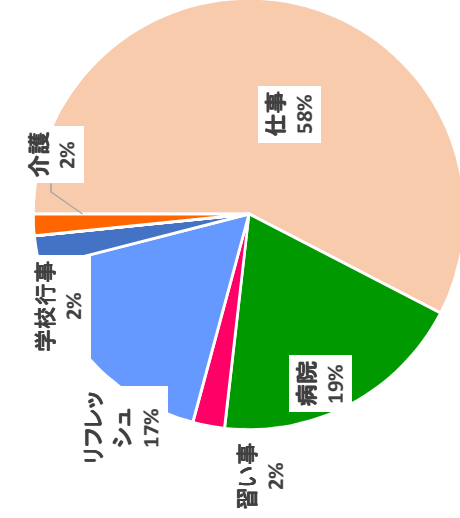
1 14:00～15:00の利用



2 14:00～16:00の利用



3 14:00～16:30の利用(桜ヶ丘は～17:00)

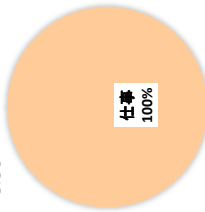


こども園預かり保育 1号認定児利用実態調査(R元年10月からR2年2月末)

認定こども園生駒幼稚園・南こども園預かり保育時間帯ごとの利用割合内訳(職員の聞き取りにより実施)

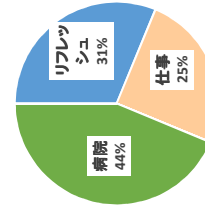
(人)				
7:30~8:30	生駒	南	計	
リフレッシュ	0	0	0	
仕事	12	29	41	
学校行事	0	0	0	
子の遊び場	0	0	0	
習い事	0	0	0	
病院	0	0	0	
介護	0	0	0	
計	12	29	41	

7:30~8:30



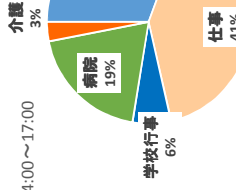
(人)				
14:00~15:00	生駒	南	計	
リフレッシュ	2	3	5	
仕事	4	0	4	
学校行事	0	0	0	
子の遊び場	0	0	0	
習い事	0	0	0	
病院	7	0	7	
介護	0	0	0	
計	13	3	16	

14:00~15:00



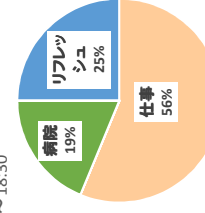
(人)				
14:00~17:00	生駒	南	計	
リフレッシュ	23	7	30	
仕事	18	22	40	
学校行事	6	0	6	
子の遊び場	0	0	0	
習い事	0	0	0	
病院	15	4	19	
介護	3	0	3	
計	65	29	94	

14:00~17:00



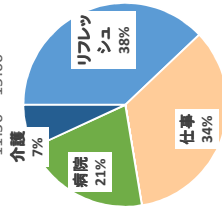
(人)				
14:00~18:30	生駒	南	計	
リフレッシュ	3	5	8	
仕事	17	1	18	
学校行事	0	0	0	
子の遊び場	0	0	0	
習い事	0	0	0	
病院	6	0	6	
介護	0	0	0	
計	26	6	32	

14:00~18:30



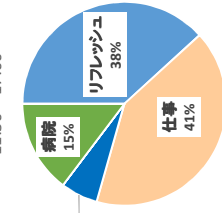
(人)				
11:30~15:00	生駒	南	計	
リフレッシュ	5	6	11	
仕事	7	3	10	
学校行事	0	0	0	
子の遊び場	0	0	0	
習い事	0	0	0	
病院	5	1	6	
介護	2	0	2	
計	19	9	28	

11:30~15:00



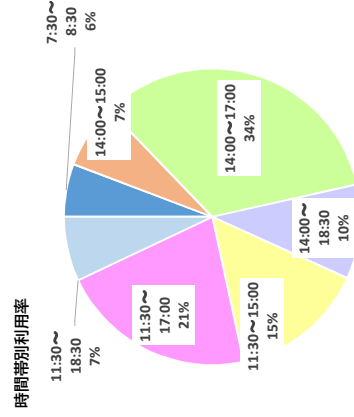
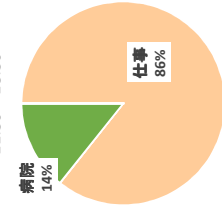
(人)				
11:30~17:00	生駒	南	計	
リフレッシュ	9	4	13	
仕事	7	7	14	
学校行事	2	0	2	
子の遊び場	0	0	0	
習い事	0	0	0	
病院	4	1	5	
介護	0	0	0	
計	22	11	33	

11:30~17:00



(人)				
11:30~18:30	生駒	南	計	
リフレッシュ	0	0	0	
仕事	5	1	6	
学校行事	0	0	0	
子の遊び場	0	0	0	
習い事	0	0	0	
病院	1	0	1	
介護	0	0	0	
計	6	1	7	

11:30~18:30



預かり保育の一部修正について（教育長発言要旨）

【改正内容】 昨年10月の改正では、保育の必要性のある場合（1時間150円、無償化の対象）と保育の必要性のない場合（1時間300円、無償化の対象外）の2区分に分けて、料金設定を行った。

【現状と課題】

- 昨年10月から2月までの市立幼稚園の預かり保育の利用実態を調査した。
- 1号認定児（＝保育の必要性が認められない）の中で、1時間利用であれば、リフレッシュのための利用が多いが、2時間半の利用では、就労のための利用が多くなっている。
- 預かり保育の無償化対象の要件として、保育の必要性を認定する基準（保育所の入所基準）に内容は合致するものの、労働等時間の量（1月において64時間以上）が足りないなどで、保育の必要性が認められないとされている。

【課題にたいする対応策】

- 今回、保育の必要性が認められず預かり保育料が無償とならないケースの中で、上記のような就労等のケースについては「保育の必要性がある場合に準ずる」と認められるので、利用料を従来の1時間150円とする区分を新たに設けたいと考えている。

（現行は1時間300円）

利用する理由	保育の必要性	利用料（1時間）	無償化の対象
① 就労等	○	150円	○
② ①に準ずる	△（○）	150円	×
③ リフレッシュ	×	300円	×

- ・ 内容については、今後、教育委員会に諮って詰めたいと考えている。